

平成 14 年 8 月 21 日

企業会計基準委員会 御中

公認会計士 佐藤 真良

**企業会計基準適用指針公開草案第 5 号「自己株式及び法定準備金の
取崩等に関する会計基準適用指針（その 2）(案)」に対するコメント**

以下のコメントを申し上げます。

記

1. 自己株式の無償取得の会計処理について

- 1.1 第 6 項の「自己株式を無償で取得した場合、自己株式の数のみの増加として処理する」に反対する。これに換えて、第 26 項の「自己株式を時価で測定し、同額を利益とする方法」を主体とすべきと考える。その理由は、以下のとおりである。
- 1.2 重要な自己株式の無償取得事象が生じるのは、ほとんど、業績不振等企業の再建に資するために特定の大株主がその所有株式を寄贈する場合である。この場合、当該大株主は、企業再建のために自己の資産を寄贈しているのであり、当該受贈企業はその自己株式を処分して現金を得て財政状態を改善することが期待されている。また、現実にもそのように行われており、いわば、企業は関連の深い特定株主から寄付という恩恵を受けているといえる。
- 1.3 会計処理を考察するにあたっては、このような特定の株主からの企業支援のための寄贈という経済的特徴が反映されるべきである。そのような特定の株主が自己と企業との一般的な株主関係以上の関係から自己株式を寄贈する取引は、表面上は「株主との間の資本取引」（第 29 項参照）に見えるが、実質的にはそれには該当しないと考えられる。そしてまた、会計基準としての構成も、単なる「自己株式の無償取得」として項目をくくること自体適切ではなく、たとえば「財務健全化を意図した特定株主からの贈与自己株式の処理」などのように会計基準の範囲を特定すべきと考える。
- 1.4 以上の考察を背景として、自己株式を時価で測定し、同額を利益とする方法が取引の経済的実質を反映しており適切と考える。これにより、自己株式は資本の部に表現されることになり、また事後に当該株式を売却したとき、純粋に売却差額のみが売却差損益として計上される。要するに、自己株式の受贈を単に株主間取引と考えずに、企業持分に影響を与えているとみなして会計処理するのが適切

と考える。

- 1.5 自己株式の無償取得によって企業は現金の流出を回避しながら自己株式を取得したわけであり、利益を計上するのは換金可能な資産の取得を根拠としているわけではない。

新株の有利発行の際に時価と発行価額の差額を生じるのは、何らかの要因によるものであり、当該発行差額を処理しないのは、当該要因が会計上反映されない処理であり適切といえない。これは、自己株式の現金による高額取得などにもいえることであり、単に現金支出額をもって測定することは適切といえない。そのような適切といえない処理との整合性にこだわる必要はないと考える。

- 1.6 自己株式を表示することにより、自己株式の存在を示すことができる。自己株式を売却することによって、企業は、将来のキャッシュ・インフローを得て株主持分を増加させる能力がある。将来のキャッシュ・インフローの不確実性評価に資するのが会計の目的の一つと考えられるので、この点は重要と考える。
- 1.7 自己株式として計上された株式を任意消却する場合、その他資本剰余金あるいは当期末処分利益という資本項目の財源が必要となる(企業会計基準第1号25項)。この点、自己株式を認識する会計処理には、その消却について企業の随意性に制約を与えるおそれもある(自己株式による受贈益を計上してもなお未処理損失の場合など)。しかし、消却原資不足により消却できなければ消却を行わなければよいのであり、会計処理の検討にあたってはそれほど重要な要素とならないであろう。

2. 抱合せ株式に合併新株を割当てた場合

第8項a(第一案)を支持する。その理由は、以下のとおりである。

- 2.1 自己株式を認識する方が、将来キャッシュ・インフローを得て株主資本を増加せしめる能力のあるものを表示できる。
- 2.2 抱合せ株式に合併新株を割当てた場合と割当てない場合とでは、経済効果が異なる。合併会社は、当該自己株式を処分してキャッシュ・インフローを得ることができるからである。株主にとっては、単に合併会社の新株発行増資に応じているだけであるが、企業としては自己株式の処分に伴う自己株式売却額により株主持分を増加させることになる。したがって、深い本質はともかく、自己株式を認識しない会計処理は、抱合せ株式に新株を割当てない場合の処理と同じであり、経済的に異なる取引を同じに見せてしまうことになる。

3. 被合併会社の保有する当該会社の自己株式に合併新株を割当てた場合

第9項a(第一案)を支持する。理由は、上記2.1および2.2と同様である。

以上